

【判例時報 平成29年12月号 (No.2347～2349)】

判例時報12月1日号 (No.2347)

	判例時報頁数	判例年月日	内容	備考
1	86	最決H29.5.10 民集71-5-789 (債権差押命令取消及び申立て却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件)	銀行が、輸入業者の輸入する商品に関して信用状を発行し、当該商品につき譲渡担保権の設定を受けた場合において、前記輸入業者が当該商品を直接占有したことがなくても、前記輸入業者から占有改定による方法によりその引渡しを受けたものとされた事例	本決定は、事例決定であり、一般的な法理は示していないが、 <b>間接占有者からの占有改定の方法による引渡し認められ得るかという点に関して、最高裁が初めてこれを肯定したものである</b> 。実務的にも理論的にも重要な意義を有する。
2	90	東京地判H28.3.10 (貸金請求〔本訴〕、過払金返還請求〔反訴〕事件) 〔控訴〕	第一取引の終了時の残元金に争いがあるが、同残元金に現実の交付額を加算して第二取引の開始時の金銭消費貸借契約が成立したことを前提に、第二取引の終了時の貸付残元金の支払等を求める貸金業者の本訴請求が棄却され、同終了時の過払金の返還等を求める顧客の反訴請求が認容された事例	本件は、第一取引に過払金がなく、その意味で特異な事案である(判示の中でも、「 <b>最判H20.1.18や最判H24.9.11は先行取引において既に過払金が発生した後に後行取引が開始されて借入金債務が発生した場合の過払金充当合意について判示したものであって、本件とは事案を異にする</b> 」としている)。しかし、継続的に金銭消費貸借取引が行われてきた貸金業者と顧客との間の引直し計算による過払金の有無ないし額が問題となる事案としてみれば、一般の事案と共通するところがある。この点で影響力がある裁判例といえる。
3	93	東京地判H28.9.15 (駐車場専用使用料増額確認等請求事件) 〔確定〕	マンションに設置されている駐車場の使用料を増額する旨の管理組合の決議がなされた場合において、その効力を争う組合員に対する、右決議が有効であることの確認と増額された使用料との差額分の支払とを求める同組合の請求が認容された事例	本判決は駐車場使用料の増額決議を有効としているが、その判断は、「 <b>最判H10.10.30民集52-7-160</b> 」(区分所有法31条1項後段の「 <b>特別の影響を及ぼす場合</b> 」の判断基準)の判旨を踏まえたものであって、この点に関する被告らの反論はすべて排斥している。
4	99	松江地判H28.3.31 (損害賠償請求事件) 〔控訴、後和解〕	杭工事において打設した杭が支持層に到達していないとして、元請業者から下請業者、孫請会社に対する損害賠償請求が認められた事例(請求額全額認容)	本件は、杭工事の瑕疵が問題となり、実際に打設した杭が現実の支持層まで届いていなかったために、不同沈下が生じたことにより、元請、下請、孫請の損害賠償関係が問題となった事案である。 <b>近時、横浜市のマンション傾斜問題でマスコミを賑わした事案と酷似している</b> 。同様な問題についての先駆的価値のある裁判例といえる。判断の根拠も丁寧に説明されており、有益な裁判例である。

判例時報12月11日号 (No.2348)

	判例時報頁数	判例年月日	内容	備考
1	24	大阪高判H29.1.27 (国家損害賠償請求控訴事件) 〔上告受理申立て〕	収益物件である競売建物につき契約書記載の賃料額と実際に支払われている賃料額とに齟齬があるのにその事実が現況調査報告書に記載されなかった場合において、現況調査の違法を理由とする買受人の国家賠償請求が控訴審で第1審よりも増額して認容された事例	参考判例：最判H9.7.15民集51-6-26(現況調査報告書に誤りがある場合の国賠の可否) 本件は、執行官の過失が認められた一事例であるが、執行実務において参考となる。

判例時報12月21日号 (No.2349号)

	判例時報頁数	判例年月日	内容	備考
1	56	名古屋高判H29.6.30 (損害賠償請求控訴事件) 〔上告・上告受理申立て〕 * <b>最判H28.10.18の差戻審</b>	① 弁護士会照会の照会事項に対する報告義務に係る確認の訴えの法的性質 ② 郵政事業会社の弁護士会照会に対する報告拒絶には正当な理由がなく、弁護士会のした照会について郵政事業会社の弁護士会に対する報告義務確認請求が認容された事例	①本確認の訴えは、行訴法4条の「公法上の法律関係に関する確認の訴え」ではなく、民事訴訟である。 ②(1)損害賠償請求に報告義務確認請求を追加的に併合することは許される (2)控訴審においても追加的併合は可能 (3)確認の利益も認められる(三要素による考慮) (4)転居届記載の事実の守秘義務よりも、弁護士法23条の2に基づく報告義務が優越する。